

様式 3

議事録

☐ 全部記録 ☒ 要点記録

1. 会議名 令和6年度 第2回 姫路市地域公共交通会議離島航路分科会	
2. 開催日時 令和6年6月21日（金曜日） 午前11時00分～正午	
3. 開催場所 姫路ポートセンタービル5階 503号室	
4. 出席者名 出席委員 池田田鶴、井澤一利、井澤智義、大當伸子、岡田ちほり、桂和徳、喜多秀行、高山知久、 中川幸一、畑野長利、細川敬太、藪内健吾(50音順 敬称略)	
5. 傍聴の可否及び傍聴人数 傍聴可、傍聴人 なし	
6. 議題 【審議事項】 令和7年度姫路港～坊勢島航路 生活交通確保維持改善計画（案）について	
7. 会議概要	
事務局	只今より、「令和6年度第2回 姫路市地域公共交通会議離島航路分科会」を開催いたします。 本分科会の開催には、「姫路市地域公共交通会議離島航路分科会規約」第7条第2項の規定により、委員総数の半数以上の出席が必要とされております。本日は、委員14名中、半数以上の12名の出席をいただいておりますので、本会議が成立していることをご報告させていただきます。また、会議は、本分科会規約第7条第5項の規定により、公開することとなっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。 【新委員就任紹介】 【配付資料確認】 本分科会規約第6条第2項及び第7条の規定に基づき、会議の進行につきまして、会長よろしく願いいたします。
会長	本日は、お忙しい中、本分科会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。会議次第に沿って、進行させていただきます。それでは、会議次第「2 審議事項」の「令和7年度姫路港～坊勢島航路 生活交通確保維持改善計画（案）について」を事務局より説明をお願いします。
事務局	【事務局説明】

会長	只今の事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等はございませんか。
委員	今回から委員として参加させていただくことになりました。坊勢輝汽船㈱は、令和2年4月に新会社として運航を開始し、今年で5年目を迎えます。この間、新型コロナウイルス感染症の流行や、燃料費や部品代の高騰もあり、厳しい経営が続いております。弊社としまして、坊勢島島民の生活の足を守るため、安全運航はもちろんのこと、経営基盤の強化に取り組み、航路の維持に努めていく所存です。 本日は、急遽ご審議いただきたい内容がございまして、大変急ではございますが、ダイヤの一部変更について報告させていただきます。資料は、「船舶運航計画変更しようとする事項（新旧対照表）」と記載のものになります。12便の本数に変更はございませんが、朝の第1便、第2便について出発時間の変更を検討しております。この変更は、坊勢小学校の改修工事に伴い、姫路港からの工事業者の利用を見込んだもので、朝の利用状況を考えると現状のダイヤでは積み残しが発生するため変更するものです。時間を変更することで、今まで第1便の7時3分の姫路発に乗船されていた島に通う小中学校の先生が、7時20分の第2便を利用することができ、第1便の利用者を第2便に振り替えることが可能になります。また、姫路港へ到着する路線バスや、島内のコミュニティバスへの影響はございません。これでよろしければ、手続きを進めたいと思います。
会長	ダイヤの変更について、ご説明がありましたが、令和7年度計画の内容と合わせ、ご質問はございませんか。
委員	ダイヤの変更について、姫路発の時間が前倒しになっています。利用者の声を聞いて調整されたと思いますが、これまでは都合が良かったのが悪くなるとか、反対に今まで都合が悪かったのが良くなって利用しやすくなるというようなことがあれば、教えていただけませんか。
委員	島で働く先生や、企業の方が、始業時間に間に合わせるため7時3分の便を多く利用されていますが、それは第2便の7時30分では仕事に間に合わないため、変更後の7時20分であれば利用できるよになると聞いています。また、男鹿島の島民からは、もう少し早く姫路に着きたいという意見があり、今回の変更で早く着くようになるため良くなると聞いています。
会長	他にご意見等ございませんか。
委員	島民から7時台の坊勢発の便がほしいという話を聞いています。6時台が2便あり、現状では学生がポートセンターの待合室で時間調整をしていることもあり、7時台の便を希望されています。
委員	すべて利用者の希望を叶えることは、なかなか難しいと考えています。6時台の便

	を作ったのは、坊勢島に住む学生のために、遠方の学校でも通えるように早い便を作りました。間に合わないことより、早く到着して時間調整する方がいいという判断からこのダイヤにしています。
委員	色々悩まれて決定された結果かと推測しますが、このダイヤに決めた判断の内容が資料だけでは読み取れません。他にもいろんな声があると思いますし、全ての希望を満たすことはできないと思いますが、検討した内容を利用者の方々に広く周知していただけたらと思います。
委員	島の中でも、この時間の便が欲しいというような要望を聞いたことはありますが、すべての要望を叶えることは難しいと思っています。
会長	委員からございましたご意見の検討状況の周知や、可視化について今後検討していただければと思います。他にご意見等ございませんか。
委員	前回の書面審議の際にお尋ねしましたが、資料１７ページに３カ年計画の記載があります。この見込みで自社船化するということは妥当であるという説明で、これはこれで結構ですが、船の実際の耐用年数はもっと長いので、長期で見た場合でも、自社船化が妥当だと判断されたということによろしいでしょうか。
委員	はい、そのとおりです。
会長	他にご意見等ございませんか。無いようですので審議事項について、お諮りします。「令和７年度姫路港～坊勢島航路 生活交通確保維持改善計画（案）について」原案どおり、承認としてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
会長	ありがとうございます。「異議なし」の声をいただきましたので、原案どおり、承認とさせていただきます。それでは会議次第「３ その他」ということでせっかくの機会でございますので、なにかご意見等ございましたら挙手の方お願いします。
委員	今回、使用船舶をリースから自社所有するにあたり、財務会計上、優位に働くためこれ自体を否定するものではありません。留意点として、将来、船舶の更新が発生するものと思われますが、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 JRJT では建造費の最大９割を融資していただけるという制度があります。将来の船舶更新を見据え財源を確保することに留意していただく必要があると考えております。
会長	将来の更新に備え財源確保に関しての情報提供ありがとうございました。他にご意見等ございませんか。

委員	観光客の誘客がまだ途上であるということですが、インバウンドの方は家島や坊勢島にも来られていますか。バスの乗車券と定期船の乗船券をセットにした企画切符もインバウンドの方々の目に留まれば、誘客の一助になると思います。多言語対応などインバウンド用の対応をしていただければと思います。
会長	最近、島での外国人観光客は増えてきていますか。
委員	外国人観光客は多くはないです。
会長	姫路城にもインバウンド客が増えてきていますので、その辺りも視野に入れて取り組んでいただければと思います。
委員	令和6年1月18日に開催されました令和5年度第2回姫路市地域公共交通会議離島航路分科会にて、ご質問がありました件についてご報告させていただきます。ご質問の内容ですが、回数券の収入の計上方法が陸上交通と海上交通で取り扱いが違うのはなぜかというものです。まず、航路事業者が交付を受けている補助金について説明させていただきます。この補助金は地域公共交通確保維持改善事業費補助金というもので、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性、実情に最適な移動手段が提供され、またバリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等、移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保維持改善を支援することを目的としています。 この補助金は陸上交通、離島航路、離島航空路が対象になっており、本航路事業者は離島航路の運営費等補助金が交付されています。陸上交通と海上交通の違いをご理解していただくために、陸上交通の補助金がどのようなものがあるか説明させていただきます。陸上交通には2種類の補助金があります。1つ目は、複数の市町村にまたがる地域間の交通ネットワークを確保維持するために幹線となる路線バス系統の運行等に対する支援を行うもので、地域間幹線系統という補助金になります。2つ目は、その幹線を補完するための地域内交通を確保、維持するために利用者の需要に応じて運行するデマンドバスや乗合タクシーなどの運行等に対する支援を行う地域内フィーダー系統という補助金があります。 回数券の収入の計上方法については、陸上、海上ともに発売日の属する日をもって計上することになりますが、地域間幹線系統補助については、平成29年に会計検査院長から国土交通大臣に対して改善処置要求がなされました。その内容としては、地方公共団体が地域振興政策や福祉政策の一環として運賃補填の目的で回数券を購入し、運送収入に地方公共団体からの運賃補填額として計上されていたということがありました。実際には利用者に地方公共団体が買った回数券を発券していないため、運賃補填額分の利用実態が無かったり、回数券を利用すると、運送収入が減収するおそれがある等の理由により、地方公共団体が回数券を配布していなかった等、利用者がその回数券を使用していなかったことから、輸送実績を伴っていなかったという事例

	について指摘されたものです。このため地域間幹線系統確保維持国庫補助金の適正な執行を図るための措置として平成30年3月30日付で地方公共団体が購入する回数券等の収益の運送収入への計上については、原則利用実績に基づいて計上することと周知指導することになりました。これが、陸上と海上の収入の計上方法が違うとご指摘されたものと思います。つまり、会計検査院が指摘したものというのは、地方公共団体や補助事業者が実際に回数券を発券せず、乗客が回数券を使用していないといった利用実態が伴っていない場合であって、利用者が実際に回数券を購入している場合は、基本的に陸上と海上に計上方法の違いはありません。
委員	私が1月にお尋ねした時には、回数券のまとめ買いで発券の実態があるもので、陸上交通の場合は、まとめ買いされた際のお金はその時点では売り上げではなく預り金になっている。実際にそれが利用されたときに売り上げとして収入になる。売った時点では収益ではなくて預り金として計上されると聞いています。坊勢航路については売った時点で収益として計上されているということで取り扱いが違うのではないかと尋ねています。今の説明では解決はしていません。
委員	基本的には陸上交通でも海上交通でも回数券の収入の計上の仕方は変わりません。ただ、会計検査院が指摘されたとおり、預り金としているのは地域幹線系統の市町村をまたぐバスを利用しているところの収益の計算の仕方であり、地方公共団体が大量購入されたものであれば、預り金としての扱いになっていたものと推測されます。
委員	今回は発券の事実もあり、自治体がお金を負担しているものではありませんので、この事例は当てはまらないと思います。陸上交通で回数券のまとめ買いがあった場合、預り金として処理されるのか、今ご説明いただいた形での処理となるのかどちらでしょうか。
委員	基本的には利用者の利用実態を伴って大量購入があった場合には、収入の計上の方法は発売した日の収入になるということです。発売した日の預り金ではなく、運送収入として計上しています。地方公共団体による大量購入の実態がないか確実に確認するように本省から指導されています。 また、離島航路の補助金交付要綱や事務取扱要領には、発売日をもって収入に計上することが明記されています。陸上の担当部署にも確認しましたが、陸上交通にはそのような文言は明記されていないということでした。離島航路については、運航収入は発売日をもって計上することに間違いはありません。
委員	それはどのようにすれば確認できるのでしょうか。根拠を示していただけませんか。
委員	離島航路については実態に伴うかどうかは別にして発売日を運航収入として計上するように記載されています。陸上については具体的な明記はありませんが、そこを預り金として処理されているかどうかは、それぞれの運輸局において確認されているこ

	とかと思います。
委員	わかりました。これ以上の具体的なご説明はいただけないようですので、今の時点では、ここで止めます。
会長	他にご意見等はございませんか。
委員	離島航路は実質欠損額に対して国県市で分担しながら公費で支えていくということですが、どういったお金がいくら支払われているか行政の説明責任があると思います。陸上の方ではまとめ買いによるお金は預り金であり、収入にはならないため赤字が継続することになるが、預り金とせず運賃収入とすると、まとめ買いにより一時的に黒字に転じることになり、そのあたりがわかりにくくなっていると思います。離島航路の考え方も今のところルールに従って行っているということで悪いわけではありませんが、陸上と取り扱いが異なることについて説明責任という意味で重要な論点になると思います。
会長	他にご意見等はございませんか。他にないようでしたら、以上で、本日の審議を終了し、事務局に進行をお返しします。
事務局	委員の皆様におかれましては、熱心にご審議をしていただきまして、ありがとうございました。なお、本日の審議の結果に基づきまして、必要な手続きを進めて参りたいと存じます。それでは、以上をもちまして令和6年度第2回姫路市地域公共交通会議離島航路分科会を終了させていただきます。委員の皆様のご協力をもちまして、円滑に議事を進行することができました。ありがとうございました。